

令和2年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和2年度第6回仁淀川町農業委員会定例総会を令和3年3月29日大崎地域集会所に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 12名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 5名

欠席委員 2名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第11号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第12号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について

議案第13号…下限面積の設定

その他

開会

午前9時30分

事務局(●●) 令和2年度第6回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は12名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(3番 ●●委員 4番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第11号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町外

○受付第9号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 761 m²

●●字●● ●●番 274 m²

合計面積 1,035 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月10日事務局の●●と譲受人である●●さんと現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第10号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 366 m²

●●字●● ●●番 面積 288 m²

●●字●● ●●番 面積 87 m²

●●字●● ●●番 面積 430 m²

●●字●● ●●番 面積 604 m²

●●字●● ●●番 面積 293 m²

●●字●● ●●番 面積 120 m²

●●字●● ●●番 面積 213 m²

●●字●● ●●番 面積 817 m²

●●字●● ●●番 面積 182 m²

●●字●● ●●番 面積 1035 m²

●●字●● ●●番 面積 486 m²

●●字●● ●●番 面積 872 m²

合計面積 5,793 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月22日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第12号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について）

○受付第4号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、香川県●●、●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目の台帳は畑、現況は雑種地となっております。

除外面積は363㎡のうち14.44㎡

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月18日に事務局の●●さんと土地名義人の相続人である●●さんで行いました。

除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地にも悪影響は及ぼさないこと、携帯電話は必要不可欠なインフラであることからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

議案第13号

下限面積の設定について）

〔事務局 ●●説明〕

（設定理由）

「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局通知）が平成22年12月に改正されたことにより、下限面積を毎年見直す必要ができて

たため、仁淀川町の下限面積の設定について見直すものであります。

本町においては、近年高齢化及び新規就農者の減少が著しく、山間地域の点在小規模農地の荒廃化を防ぐため、またUターン・Iターン等の新規就農者等に農地の所有権移転を容易にするために、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第20条第2項の規定により、平成22年1月27日に下限面積を30アールから10アールに引き下げております。

今回の見直しについては、引き下げ後、所有権の移転等容易になるなど効果が出ていますので、引き続き下記の通りの下限面積の設定で問題ないものと思われます。

下限面積の設定 10アール

この下限面積の設定については、全員賛成により可決しました。

その他

なし

以上で令和2年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前9時45分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員●●